

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

違法に設置されているエレベーター対策について

標記については、「違法に設置されているエレベーター対策について」（平成 28 年 5 月 31 日付け国住指 630 号。以下「平成 28 年通知」という。）により、特定行政庁において、違法設置エレベーターに係る情報把握を行い、関連情報を把握した場合に所要の措置を講じるとともに、建築部局及び労働部局間の連携により、都道府県労働局が把握した情報は都道府県に提供され、これを踏まえて対応いただいているところです。

今般、令和 7 年 9 月 3 日に公布され、同年 11 月 1 日に施行される建築基準法施行令の一部改正により、同日以降において労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場の簡易リフト（以下単に「簡易リフト」という。）は、建築基準法におけるエレベーター又は小荷物専用昇降機に係る規制の対象外となります。＊

ついては、貴職におかれましては、下記 1 から 3 のとおり貴管内の特定行政庁に対して周知いただくとともに、下記 4 のとおり対応していただくようお願い致します。

国土交通省と厚生労働省では、違法設置エレベーター対策について引き続き連携を図ることとしているので、貴職及び貴管内の特定行政庁におかれましても、都道府県労働局、労働基準監督署との情報交換等連携を図っていただきますようお願い致します。

なお、本日付けで厚生労働省から都道府県労働局に対し「構造等に問題があるエレベーターに係る国土交通省との連携に係る見直しについて」（令和 7 年 10 月 31 日基安安発 1031 第 1 号。別添 1 参照）が通知されておりますので申し添えます。

また、平成 28 年通知は本通知をもって廃止します。

※このため下記（2.（5）を除く。）における「エレベーター」「違法設置エレベーター」等には簡易リフトは含まれませんので注意して下さい。

記

1. 特定行政庁における情報収集

特定行政庁においては、以下のような取り組みにより違法設置エレベーター（建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーターをいう。以下同じ）の把握を行うこと。

- (1) 工場等の事業場の従業員等から違法設置エレベーター又はその疑いがあるエレベーターに関する情報の受付窓口を設置し、周知すること。この場合においては、公益通報制度の枠組みを活用する等により通報者の保護に留意すること。

なお、国土交通省においても、「国土交通ホットラインステーション」や「建築物事故・不具合情報受付窓口」において違法設置エレベーターに係る情報を受け付けることとしており、これらにおいて情報を入手した場合、該当する都道府県に通知することとしている。

- (2) 工場等の事業者に対してエレベーターの法令の適用範囲や手続きについて積極的に周知を図ること。
- (3) 建築物の用途、床面積、階数、確認手続の記録等の状況により優先順位をつけた上で、計画的に、建築基準法第12条第5項の報告徴収、同条第7項の立入検査等により、違法設置エレベーターの把握を行うこと。この場合において、労働基準監督署等との情報交換による情報の活用も図ること。

この取り組みについては、建築行政マネジメント計画（「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」（令和7年3月11日付け国住指第415号）に定めるものをいう。4.（5）において同じ）に盛り込む等により着実な実施を図られたい。

2. 違法設置エレベーター関連情報を把握した場合の特定行政庁の対応

- (1) 1.（1）等により情報を得た特定行政庁は、当該エレベーターが建築基準法に基づく確認・検査等の手続が行われているかどうかを確認するとともに、立入検査等により建築基準法への適合状況について確認すること。その上で、基準に適合しない場合には是正を指導するとともに、安全が確保されるまで当該エレベーターの使用を確実に停止させるなど、所要の措置を講じること。指導にあたっては、必要に応じ労働基準監督署等との連携を図ること。
- (2) 違法行為を確認した場合には、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」（平成18年5月11日付け国住指第541号）に基づき事実関係を公表すること。
- (3) 特定行政庁は、違法設置エレベーターについて、別添2の様式により①設置場所、②エレベーターの情報、③建築基準法の違反内容、④是正指導の状況等について、都道府県に情報提供すること（4.（2）参照）。
- (4) 1.（1）等により特定行政庁が得た情報がエレベーターではなく簡易リフトに関する情報であった場合は、都道府県に情報提供を行うこと。なお、簡易リフトであることを判断する方法は「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）」（令和7年10月31日国住指第322号）の第2運用上の留意点6.に示しているため、これを参照して行うこと。
- (5) 令和7年10月31日までに設置された簡易リフトが違法設置エレベーターであった場合において、同年11月1日以降にその旨を特定行政庁が把握した場合や継続して是正指導を行っていた場合は、過去において建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置され

た事実をもって特定行政庁が違反の指摘や安全対策の徹底を指導することは差し支えないため、労働基準監督署等と連携して対応を行うこと。

3. 都道府県労働局からの情報提供と情報提供を踏まえた対応

(1) 都道府県労働局からの情報提供

工場等に設置されているエレベーター対策については、厚生労働省と連携しているところであり、厚生労働省からは次のとおり都道府県労働局に周知されている。

- ① 労働安全衛生法関係法令の適用の有無に関わらず、労働災害に直接関連する欠陥のあるエレベーター（工事用を除く。②③において同じ）について都道府県労働局が情報を把握した場合には、当該都道府県労働局は当該エレベーターが設置された事業場の名称、所在地、連絡先及び欠陥の概要について、所要の様式に記入の上、都道府県に情報提供すること。
- ② 労働災害に直接関連する欠陥がある等のエレベーターであって製造者に責任のあるものについても、都道府県労働局は、当該エレベーターの製造者の名称、所在地及び販売状況等の情報を都道府県に提供すること。
- ③ 労働安全衛生法と建築基準法の両法が適用されるエレベーターについては、建築物の安全の観点から建築基準法令に基づく改善措置も必要となる一方、簡易リフトについては建築基準法令におけるエレベーター、小荷物専用昇降機に係る規制の対象外とされたため、都道府県労働局のエレベーター設置事業者への指導時において、適用法令等について留意するとともに、違法エレベーターを設置した事業者に対しては、建築基準法の適用による追加の要件に合致する必要があることを明示すること。

(2) 情報提供を踏まえた対応

都道府県は、(1)に基づき都道府県労働局から情報提供を受けた場合、特定行政庁に情報提供することとしており（4. (3) 参照）、当該特定行政庁は、2. (1)、2. (2)と同様に、所要の措置を講じること。

4. 都道府県における対応

- (1) 都道府県は、都道府県労働局から欠陥のあるエレベーターについて情報提供を受ける連絡窓口を定め、都道府県労働局に連絡すること（すでに都道府県労働局から情報提供を受けている場合を除く。（別紙）都道府県労働局一覧を参照）。
- (2) 特定行政庁から、違法設置エレベーターについて情報提供を受けた都道府県（2. (3) 参照）は、国土交通省に速やかに情報提供を行うとともに、都道府県労働局に必要な情報を提供すること。また、簡易リフトであることの情報提供を受けた都道府県（2. (4) 参照）は、都道府県労働局に必要な情報を提供すること。
- (3) 都道府県労働局から、欠陥のあるエレベーターについて情報提供を受けた都道府県（3. (1) 参照）は、当該物件の所在地の特定行政庁に速やかに情報提供を行うこと。

(4) 具体的な情報共有及び連携の方法については、都道府県及び都道府県労働局間で十分調整を行うこと。

(情報共有及び連携の方法の例)

- ・ 特定行政庁及び労働基準監督署間における情報共有、立入検査での連携等
- ・ 欠陥のあるエレベーター等を製造した者に関する情報提供 等

(5) 違法設置エレベーターの安全対策に係る取り組みについては、建築行政マネジメント計画に盛り込む等により着実な実施を図ること。

以上

基安安発 0531 第 1 号
平成 28 年 5 月 31 日
改正 基安安発 1031 第 1 号
令和 7 年 10 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

構造等に問題があるエレベーターに係る国土交通省との連携
に係る見直しについて

構造等に問題のあるエレベーターについては、平成 22 年 1 月 27 日付け基安安発第 0127 第 1 号「構造等に問題があるエレベーターに係る国土交通省との連携について」（以下「22 年通知」という。）及び平成 23 年 3 月 28 日付け基安安発第 0328 第 3 号「構造等に問題があるエレベーターに係る国土交通省との連携に係る一部見直しについて」（以下、「23 年通知」という。）により、都道府県労働局及び労働基準監督署で把握した事案に係る情報を国土交通省に提供しているところであり、さらに当該情報については、国土交通省から都道府県建築主務課に提供されているところである。今後は、都道府県労働局と都道府県建築主務課とのより緊密な連携と対応の迅速化を図るとともに、令和 7 年 11 月 1 日に建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「建基令」という。）の改正が施行されたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

なお、令和 7 年 10 月 31 日付けで国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長に対し「違法に設置されているエレベーター対策について」（国住指第 313 号、別添 1）が通知されていること、22 年通知及び 23 年通知は本通知をもって廃止するが、これまで、都道府県労働局から厚生労働省本省に報告していた情報を直接、都道府県建築主務課に提供することとした以外に、取扱いについて変更はないことを併せて申し添える。

1 欠陥のあるエレベーターの情報提供について

①昇降路又は搬機に壁又は戸がないエレベーター（簡易リフト及び工事用のものを除く。以下同じ。）、②機器が昇降路の出入口の位置に停止していないときに昇降路又は搬機の戸が開くエレベーター、③その他安全装置（エレベーター構造規格又は簡易リフト構造規格に定める安全装置に相当するもの）に欠陥のあるエレベーターを把握した場合には、労働安全衛生法関係法令の適用の有無に関わらず、事業場名称、所在地、連絡先、欠陥概要等について、別紙に所要事項を記入の上、都道府県建築主務課に情報提供すること。

また、労働安全衛生法令の適用がない業種の事業場に設置された簡易リフトで、上記①から③（ただし、安全装置は簡易リフト構造規格に定める安全装置に相当するもの）までに該当する欠陥があるものを把握した場合にも、同様に情報提供すること。

なお、情報提供の対象となるエレベーターの設置業種は、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業又は貨物取扱業に限定されず、情報提供の対象となる簡易リフトの設置業種には、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業又は貨物取扱業を含まないので留意すること。

2 労働安全衛生法第43条の2に基づく命令制度等の適切な運用について

都道府県建築主務課へは、上記1に加え、労働安全衛生法第43条の2に基づく命令制度及び昭和48年2月15日付け基発第128号「機械、設備等の安全衛生の確保について」の記の2に基づく通報制度の対象となるエレベーター及び上記1の対象となる簡易リフトについても、情報提供を行うこととするが、以下に留意の上、速やかな通報、報告及び協議に配慮すること。

- (1) 欠陥機械等の通報制度においては、労働安全衛生法関係法令の適用のないエレベーターであっても、製造者に責任がある欠陥により労働災害を発生させたものについては、対象となること。
- (2) 欠陥機械の通報制度又は命令制度の対象とすべきエレベーター及び簡易リフトか疑義が生じた場合には、速やかに当課あて確認すること。

3 違法エレベーター設置事業者への指導時の留意事項について

労働安全衛生法令と建築基準法令の両法令が適用されるエレベーターについては、労働安全衛生法令に基づく改善措置のみならず、建築物の安全の観点から建築基準法令に基づく改善措置が必要となる。

一方、簡易リフトについては、令和7年11月1日から施行される建基令により、建築基準法令におけるエレベーター、小荷物専用昇降機に係る規制の対

象外とされたところであり、労働安全衛生法令が適用される業種の事業場において設置される場合所轄労働基準監督署が、それ以外の場合建築基準法令を所管する特定行政庁（都道府県及び建築主事を置く市町村（別添 2）をいう。以下同じ。）が、各法令に基づき改善措置を講じるものである。

については、指導時においては、適用法令等について留意するとともに、違法エレベーターを設置した事業者に対しては、建築基準法令の適用による追加の要件に合致する必要があることを明示すること。

4 その他

都道府県建築主務課は、都道府県労働局から提供された情報を特定行政庁の建築主務部あて提供し、情報を得た特定行政庁においては、建築基準法に基づく確認・検査が行われているかどうか確認するとともに、現地調査等により建築基準法令への適合状況について確認することとしているので了知されたいこと。

また、令和 7 年 11 月 1 日から施行される建基令の趣旨を踏まえ、労働基準監督署に簡易リフト設置報告書が提出された場合、提出者に対し、設置する事業場の業種が変更された際に簡易リフトが建築基準法令の対象となる場合があること等を周知すること。

さらに、特定行政庁においては、違法設置エレベーターにおける通報窓口を設置し、違法エレベーターに係る情報の収集に努めているので併せて了知されたいこと。

違法設置エレベーター状況報告

1. 担当部署等		
報 告 日	令和 年 月 日	
特 定 行 政 庁		
担 当 部 署		
担 当 者 名		
TEL		
e-mail		
2. 建築物の情報		
名 称		
所 在 地		
用 途		
所 有 者		
3. エレベーターの情報		
所 有 者		
管 理 者		
製 造 者	名 称	
	所 在 地	
機 種 ・ 型 式		
4. 建築基準法の違反内容		
手 続 関 係	(手続が行われていないものに「○」を付ける) 建築確認 / 完了検査 / 定期報告	
技 術 基 準	(主な違反内容について記載)	
5. 是正指導の状況		
是 正 指 導	未実施 / 実施 (令和 年 月 日)	
指 導 内 容		

	都道府県労働局	担当課	TEL
1	北海道労働局労働基準部	安全課	011-709-2311(代)
2	青森 "	健康安全課	017-734-4113
3	岩手 "	健康安全課	019-604-3007
4	宮城 "	健康安全課	022-299-8839
5	秋田 "	健康安全課	018-862-6683
6	山形 "	健康安全課	023-624-8223
7	福島 "	健康安全課	024-536-4603
8	茨城 "	健康安全課	029-224-6215
9	栃木 "	健康安全課	028-634-9117
10	群馬 "	健康安全課	027-896-4736
11	埼玉 "	健康安全課	048-600-6206
12	千葉 "	健康安全課	043-221-4312
13	東京 "	安全課	03-3512-1615
14	神奈川 "	安全課	045-211-7352
15	新潟 "	健康安全課	025-288-3505
16	富山 "	健康安全課	076-432-2731
17	石川 "	健康安全課	076-265-4424
18	福井 "	健康安全課	0776-22-2657
19	山梨 "	健康安全課	055-225-2855
20	長野 "	健康安全課	026-223-0554
21	岐阜 "	健康安全課	058-245-8103
22	静岡 "	健康安全課	054-254-6314
23	愛知 "	安全課	052-972-0255
24	三重 "	健康安全課	059-226-2107
25	滋賀 "	健康安全課	077-522-6650
26	京都 "	健康安全課	075-241-3216
27	大阪 "	安全課	06-6949-6496
28	兵庫 "	安全課	078-367-9152
29	奈良 "	健康安全課	0742-32-0205
30	和歌山 "	健康安全課	073-488-1151
31	鳥取 "	健康安全課	0857-29-1704
32	島根 "	健康安全課	0852-31-1157
33	岡山 "	健康安全課	086-225-2013
34	広島 "	健康安全課	082-221-9243
35	山口 "	健康安全課	083-995-0373
36	徳島 "	健康安全課	088-652-9164
37	香川 "	健康安全課	087-811-8920
38	愛媛 "	健康安全課	089-935-5204
39	高知 "	健康安全課	088-885-6023
40	福岡 "	安全課	092-411-4865
41	佐賀 "	健康安全課	0952-32-7176
42	長崎 "	健康安全課	095-801-0032
43	熊本 "	健康安全課	096-355-3186
44	大分 "	健康安全課	097-536-3213
45	宮崎 "	健康安全課	0985-38-8835
46	鹿児島 "	健康安全課	099-223-8279
47	沖縄 "	健康安全課	098-868-4402